

(請求人様)

名古屋市監査委員職務執行者 ば ば のりこ

同 坂 野 公 壽

名古屋市監査委員 鈴 木 邦 尚

同 橋 本 博 孔

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成 27 年 3 月 23 日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、生活保護受給者が生活保護で定められている家賃上限の金額を上回る賃貸物件に居住している事例があり、これは生活保護法に違反しているにもかかわらず、本市の職員がこれを黙認し、生活保護費を支給し続けることは違法行為であると請求人が主張し、過去に違法に受給した生活保護費の返還と今後における生活保護費の打ち切りを求めるものである。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなけ

ればならないとされている。

本件住民監査請求において請求人は、当該生活保護受給者が本市から支給された住宅扶助の金額を上回る賃貸物件に居住していることをもって生活保護費の不正な受給であるとし、資力があるにもかかわらず保護を受けたときの受給者の保護費の返還義務を定めた生活保護法第 63 条に基づき返還等を主張しているが、受給者の住宅費支出が住宅扶助による収入よりも多いということは、生活保護法第 63 条に規定する資力の存在を示してはおらず、違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本件は住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)